○法務省令第八号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十二日

法務大臣　鈴木　馨祐

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。
東京都の区の存する地域 町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　八王子市　豊田市　大阪市　名古屋市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市　仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市 五、〇八一円	東京都の区の存する地域 町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　八王子市　豊田市　大阪市　名古屋市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市　仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市 四、八三一円
札幌市　栃木市　上記以外の市町村 四、九六四円	札幌市　栃木市　上記以外の市町村 四、七二二円
新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市 四、九三五円	新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市 四、六九五円
四、八四六円	四、六一三円
四、七八八円	四、五五八円
四、六七〇円	四、四四九円
札幌市　栃木市　上記以外の市町村 四、八五二円	札幌市　栃木市　上記以外の市町村 四、三六八円
新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市 四、四九四円	新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市 四、二八六円
2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。	2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。
旭川市　帯広市　札幌市　釧路市　函館市　青森市　盛岡市　北見市　網走市　山形市　長野市　松本市 一八九円	旭川市　帯広市　札幌市　釧路市　函館市　青森市　盛岡市　北見市　網走市　山形市　長野市　松本市 一七〇円
一六七円	一五〇円
一六二円	一四五円
一二七円	一一五円